

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により二戸市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成22年8月31日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース二戸福岡店 二戸市福岡字八幡下59番地14
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- 3 二戸市から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の出入口において、歩行者等の安全の確保に努めるとともに、周辺交通の安全の確保に配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

大規模小売店舗から発生する騒音について、規制基準を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の保持に配慮すること。

備考 本公告に係る二戸市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。